

令和元年10月

(公社)建荷協兵庫県支部

関係事業者（コンクリート打設用機械検査）の皆様へ

特定自主検査者 能力向上教育（1日研修）開催のご案内

建設荷役車両（コンクリート打設用機械等）は、メカトロニクス化、多機能化、大型化等が図られおり、その技術的進展には著しいものがあります。これに伴い、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、これらの技術の進展に対応するため、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、コンクリート打設用機械等の建設機械の特定自主検査の有資格者に対し、最近の機械の状況を踏まえて、「事業者は、特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者を対象に、その能力の向上を図るための教育・講習等を行い、または受講の機会を与えること」となっています。また建荷協では、5年毎に当該研修の受講を勧めています。

（コンクリート打設用機械については、平成11年9月14日付け労働省通達第547号で指定）

このため、建荷協では当該機械の特定自主検査に従事する者に対する能力向上教育を実施し、労働者の安全の一層の確保を図ることを目的として、兵庫県支部ではこの度、「特定自主検査者能力向上教育」を下記により開催することといたしましたので、関係事業者の皆様にご案内いたします。

当該コンクリート打設用機械（コンクリートポンプ車）は特殊機械のため、関西地区で当教育を実施しているのは兵庫県支部のみです。関係労働者の方が本教育を受講いただきますようご配慮お願いいたします。

なお特自検検査者で一度も当該能力向上教育の受講をされたことがない場合は、万障繰り合わせの上ご受講をよろしくお願いいたします。

本教育に当たっては、全国大手コンクリート打設用機械メーカーのご協力を得て実施をいたします。

（研修・申込み等詳細は裏面の記をご覧ください。また本部実施要領は、本部HPに全文掲載しています。）

記

1. 開催日時 令和元年 11 月 15 日（金） 午前 9 時～午後 5 時（7 時間コース）

2. 会場 神港ビル 2 階会議室
 （兵庫県神戸市中央区海岸通 8 番：当事務局と同一ビル）
 （注）申込者数多数の場合は、会場を JR 神戸駅の近くの会議場に変更いたしますが、
 その場合は、事前に、受講者全員に、場所地図等新会場のご連絡を行います。

3. 受講料 会員：6,300 円（注） 一般：7,400 円 （税別）
 （注）①建荷協会員には書籍補助ありのため一般より低額設定となります。
 ②本年は創立 40 周年により、受講料はキャンペーン価格設定となっています。

4. 研修詳細 別紙「特定自主検査 能力向上教育のしおり」参照

5. 申込方法等
 ① 別紙申込用紙により FAX 申込（郵送可）
 ② 申込期限 令和元年 11 月 11 日（注：申込みが遅れる場合は事務局に電話）
 ③ 申込み受付後、受講票、会場地図、受講費用請求書を送付します。
 （受講日 3 日前までに指定口座にお振込み願います）

（申込み・連絡問合せ先）

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部事務局
〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通 8 番 神港ビル 703 号
電話 078-332-4936 FAX078-392-8921

FAX宛先 078-392-8921

特定自主検査 能力向上教育受講申込書

該当事項を記入、又は○で囲んで下さい。 *印欄は支部が記入します。

受講コース

コンクリート打設用機械 (11/15神戸)

* 受付番号	
* 受付日	年 月 日
* 登録番号	
* 顧客コード	

ふりがな			
受講者氏名			
生年月日	年	月	日
現住所	〒		
電話番号	TEL	—	—
勤務先	会員番号		
	ふりがな		
	事業所名		
	所在地	〒	
	電話番号	TEL	— —
「保有する資格」の「種別」、「機種」、「(資格取得)方法」について該当する項目の記号を○で囲んで下さい 【種別】 【資格取得方法】 1 事業内検査者 2 検査業者検査員 a 特定自主検査 資格取得研修修了者 【機種】 コンクリート打設用機械 注) <u>特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を証明する修了証又は証書の写しを必ず添付(FAX)して下さい。</u>			

申込日 年 月 日

上記のとおり受講を申し込みます。

受講者又は研修担当者職氏名 :



公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

兵庫県

支部御中

※ ご記入頂いた個人情報につきましては、公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会が責任を持って管理し、当協会が実施するその他研修、各種セミナー、講習会、調査等の目的以外に使用することはありません。

特定自主検査 能力向上教育のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

能力向上教育について

近年、建設荷役車両においては、メカトロニクス化、高出力化等構造、性能の高度化が図られており、その技術的進展には著しいものがあります。

これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械、基礎工事用機械、締固め用機械、コンクリート打設用機械）及び高所作業車の特定自主検査の有資格者で、当該機械の特定自主検査の業務に従事しておおむね5年以上経過した者を対象に、事業者は、その能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えることとなっています。

当協会では、検査等に係わる高度な知識と技能を向上していただくために、能力向上教育を5年毎に受講することを推奨しています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンシキョウ}建荷協」という。）が実施する能力向上教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の種類と対象機械

区 分	教育の種類	対 象 機 械
1. 車両系荷役運搬機械	イ. フォークリフト	フォークリフト
	ロ. 不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ. 整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	① ブル・ドーザー ⑧ ドラグ・ショベル ② モーター・グレーダー ⑨ ドラグライン ③ トラクター・ショベル ⑩ クラムシェル ④ ずり積機 ⑪ バケット掘削機 ⑤ スクレーパー ⑫ トレンチャー ⑥ スクレープ・ドーザー ⑬ ブレーカ ⑦ パワー・ショベル ⑭ 解体用つかみ機等 * 不整地運搬車
	ニ. 基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	① くい打機・くい抜機 〔ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー〕 振動パイルドライバー ② アース・ドリル ③ リバース・サーキュレーション・ドリル ④ せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。） ⑤ アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ ペーパー・ドレン・マシン等 * 不整地運搬車
	ホ. 締固め用機械	ローラー等 〔含む ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー〕
	ヘ. コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3. 高所作業車	ト. 高所作業車	高所作業車（作業床の高さが2メートル以上）

2. 教育の種類と対象者

教育の種類		対象者	受講時期
イ	フォークリフト	フォークリフトの特定自主検査の検査資格を有する者	特定自主検査の検査資格を取得後、概ね5年ごと
ハ	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ニ	基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	基礎工事用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ホ	締固め用機械	締固め用機械の特定自主検査の検査資格を有する者	
ヘ	コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車の特定自主検査の検査資格を有する者	
ト	高所作業車	高所作業車の特定自主検査の検査資格を有する者	

(注) 「不整地運搬車」は、車両系荷役運搬機械に属しますが、車両系建設機械の「整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事用機械」の検査資格を有する者は、同時に「不整地運搬車」の検査資格も有することから、この能力向上教育では、「整地・運搬・積み込み・掘削用及び解体用機械」及び「基礎工事用機械」のコースに「不整地運搬車」を含めた内容としています。

3. 法定カリキュラムに基づく、教育の内容と時間

科目	範囲	教育時間(Hr)
1 最近の当該機械に関する知識	最近の当該機械の傾向と特徴	1.0
2 検査及び検査機器に関する知識	検査の方法	5.0
	検査機器	
	故障診断	
	安全衛生の確保	
3 当該機械に関する災害事例及び関係法令	災害事例とその防止対策	1.0
	労働安全衛生法のうち当該機械に関する事項	
教育時間合計		7.0

(注) ① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示します。また、休憩時間は含まれません。
② 教育時間は最低時間を示します。

4. 研修受講料 —創立40周年記念キャンペーン価格—

単位：円

教育の種類		受講料	
		会 員	一 般
イ	フォークリフト	8,200	10,300
ハ	整地・運搬・積み込み用、掘削用及び解体用機械 (含む不整地運搬車)	8,900	11,400
ニ	基礎工事用機械 (含む不整地運搬車)	7,400	9,100
ホ	締固め用機械	6,500	7,800
ヘ	コンクリート打設用機械	6,300	7,400
ト	高所作業車	6,600	8,000

(注) ① 上記受講料は税別です。別途消費税を申し受けます。

② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。

③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。

④ 受講料は、教育を実施する建荷協・支部にお支払ください。

⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。教育開始日の5営業日前までは、取消費用は発生しません。同4営業日前から2営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同1営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。

⑥ 上記受講料は、2019年度4月開催の研修より適用となります。

5. 教育の受講手続き

能力向上教育の受講を希望する方は、次の書類を整え、教育を実施する建荷協・支部に申込みを行ってください。

(1) 能力向上教育受講申込書。(様式71F号)

(2) 特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を証明する修了証又は証書の写し。

上記申込みを頂いた方は、審査の後、建荷協・支部より「能力向上教育受講票」が送付されますので、それに従って受講してください。

6. 教育修了証の発行

能力向上教育を受講された方は、教育修了後、能力向上教育を受講した証として、当該機械に関する修了証が発行されます。

資格を取って何年ですか？ 5年経過したら 『能力向上教育』を受けよう！



労働安全衛生法に基づく特定自主検査		検査業者検査員研修修了証	
修了証番号 検 99999XXX 号			
氏名 とくじけん			

労働安全衛生法に基づく特定自主検査		事業内検査者研修修了証	
修了証番号 事 99999XXX 号			
氏名 とくじけん		事業内	
昭和53年12月20日生			
住所 東京都千代田区神田神保町3丁目			
交付 平成24年 8月25日			
発行 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会		検査業	

たしかかな知識で機械と労働者の安全を確保する！

※ 労働安全衛生法第45条にて特定自主検査について定められていますが、特定自主検査の事業内検査者または検査業者検査員の資格を取得、検査業務に従事しておおむね5年以上経過した者は能力向上教育を受講し、安全の一層の確保をすることが求められています。

関係通達 平 6. 9. 29 基発第600号、平 5. 7. 23 基発第480号、平6. 10. 5 基発第620号、
平11. 9. 14 基発第547号、平13. 3. 22 基発第165号

お問い合わせ先

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
〒650-0024 神戸市中央区海岸通8 神港ビル703号
TEL 078-332-4936 FAX 078-392-8921